

(内閣部門会議関連資料)

政調役員会配付資料より

<6/7 開催分>

- 次第 P.1
- 原子力安全行政に係る法案の協議について P.2

<6/12 開催分>

- 次第 P.3

20120607 17:00— 民主党政策調査会 役員会（第67回）次第

○会長挨拶

○「高速ツアーバス問題への対応策について（案）」・・・・・・・・別紙
（説明：辻元・副会長／国土交通部門会議座長）

○「特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案」（閣法、審査）・・・・・・・・・・ 1
（説明：辻元・副会長／国土交通部門会議座長）

○原子力安全行政に係る法案の協議について・・・・・・・・・・ 4
（説明：近藤・副会長／環境部門会議座長）

○その他

○次回の日程について 6月12日（火） 〇〇時～

原子力規制の組織・制度の改革案

(想定される論点)

自公案

	政府案	自公案
	<p>環境省 大臣が任命</p> <p>規制庁</p> <p>3条機関</p> <p>委員会 8条委員会 (国会同意)</p>	<p>環境省</p> <p>3条委員会 (国会同意)</p> <p>委員会 規制庁 原子力規制庁</p> <p>人事予算の管理</p>
独立性 (規制権限者の人事)	長官は、環境大臣が、広く国民を問わず原子力規制に精通した優れた人材から任命。	長官が大臣の人事権に服しており、委員会が監視するとしても、独立性が不十分との考え方。
緊急時の権限	原災法の総理の指示権については改正なし。	●原災法の本部長(総理)の指示権は危機管理上の「最後の手段」。これに穴をあけることは、危機管理上問題。
平時からの防災体制	原子力事故の防災対策につき、大臣・長官ラインで、政府・自治体を調整。	●例えば広域にわたる避難を円滑に実施するためには、自治体の首長や自衛隊等との平素からの調整が不可欠。担当大臣なしに委員会が担うのは困難。
長期にわたる事後的事務対策	住民の健康管理、除染など放射能汚染特有の長期にわたる業務は環境大臣。	●健康被害や除染など長期にわたる事後対応について、行政としての責任体制の明確化が必要。
規制強化	炉規法を改正し、重大事故対策、新基準への適合義務付け、40年制限制等、規制を強化。	●事故を踏まえた規制の一層の厳格化のため、一日も早く新たな規制制度を導入することが必要。
事故調査	委員会が実施し、勧告。	●今回の事故の経験を踏まえれば、事故調査の常設組織が必要。
監視機能	規制行政を委員会がチェック。	●規制組織が「ムラの論理」に陥らないよう、外部チェックにより不断に改善することが必要。
一元化	モニタリング司令塔機能等を一元化。	●一元化が不十分との考え方。

※ 委員会では国会同意人事で空白が生じうるという問題、緊急時に迅速な意思決定ができないという問題についても、要調整。

20120612 17:00— 民主党政策調査会 役員会（第68回）次第

○会長挨拶

○被用者年金一元化に関する合同会議（社会保障と税の一体改革調査会、厚生労働・財務金融・総務・文部科学部門）による「被用者年金3階部分に関する論点」とりまとめについて・・・・・・・・・・1
（説明：長妻・副会長／社会保障と税の一体改革調査会事務局長）

○閣法「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」／閣議決定（案）「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」【中間報告（第2回）】・・・・・・・・・・別紙
（説明者：海江田・地域主権調査会長）

○「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（案）」（略称「子ども・被災者支援法」：議員立法／法案審査）・・・・・・・・・・3
（説明：谷岡・東電原発事故被災者保護法案に関するWT事務局長）

○「全国政策担当者会議で示されたご質問へのお答え（案）」他について・・・・・・・・・・別紙

○その他

○次回の日程について 6月14日（木） 〇〇時～